（改正前一、九九七億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、二、一六三億円を超える部分については一一万七、八三七分の一一万七、三九八を政府が支払うことを約するものとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（厚生労働省）

1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

㈡　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇九号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第一一〇号）（厚生労働省）

1　ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に係る定期の予防接種の対象者の範囲を拡大することとした。（第三条関係）

2　予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第一一条～第一三条、第一七条、第二一条、第二四条及び第二六条関係）

3　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一一一号）（厚生労働省）

1　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

㈡　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第一一二号）（内閣府本府）

1　拠出金

子どものための教育・保育給付の支給に要する費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満三歳未満児相当分について、子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号）第六六条の三第一項の規定により政令で定める拠出金をもって充てる割合は、一、〇〇〇分の一六四・六とすることとした。（第二四条の二関係）

2　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（政令第一一三号）（厚生労働省）

1　物価指数の変動に応じてその額の改定を行うべきことを定めた児童扶養手当法その他の関係法律の規定に基づき、令和五年四月以降の月分の児童扶養手当等の額の改定等を行うこととした。（本則関係）

2　令和五年三月以前の月分の児童扶養手当等について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　令和五年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）

4　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一一四号）（厚生労働省）

1　負担調整基準率に係る概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の五・九八とすることとした。（第一条の五関係）

2　特別負担調整基準率に係る特別概算負担調整基準超過保険者の割合

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して過大となる部分を算定する際の基準となる特別概算負担調整基準超過保険者の割合を一〇〇分の八・二五とすることとした。（第一条の六関係）

3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇令和五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（政令第一一五号）（厚生労働省）

1　令和五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を次のとおり定めることとした。

㈠　調整対象給付費見込額に係る率

前期高齢者給付費等が著しく高い保険者について前期高齢者加入率による調整の対象から除外する部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の一五七とすること。（第一条関係）

㈡　前期高齢者加入率の下限割合

前期高齢者加入率が全国平均よりも著しく低い保険者の前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を一〇〇分の一とすること。（第二条関係）

㈢　負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の四八・九一四六三とすること。（第四条関係）

㈣　特別負担調整基準率

前期高齢者納付金の額の算定に係る負担調整に関し、前期高齢者納付金の実質的負担額が法定給付費や前期高齢者納付金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる部分を算定する際の基準となる率を一〇〇分の五四・〇二九とすること。（第三条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一一六号）（厚生労働省）

1　令和五年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。（本則関係）

2　令和五年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。
